

富士宮市雇用対策協定

富士宮市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）とは、富士宮市における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携の下に円滑かつ効果的に推進されるよう、それぞれの施策について一体的に実施していくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用対策に取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度具体的な取組の内容及び実施方法を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請）

第3条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ速やかに対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組で市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第5条 この協定に定めがない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月4日

富士宮市長

須藤 秀忠



静岡労働局長

高森 洋志

